

領置物件の還付について

公示第30号

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。
なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

令和5年11月15日

中部空港税関支署長 坂田 誠

整理 番号	品 名	数 量	領 置		所 持 者		備 考
			年 月 日	場 所	住 所	氏 名	
1	外国式加熱式タバコ TEREA (20本×10箱×2CT) ビニール袋 セントレア免税袋	400本 1枚	R5.10.16	中部空港 税関支署	不詳	不詳	
2	日本製紙巻たばこ MEVIUS 外国製加熱式タバコ LUCKY STRIKE 加熱式タバコ本体 glo HYPER X2 air	84本 17本 1個	R5.10.16	中部空港 税関支署	不詳	不詳	

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。